



特集にあたって（〈特集〉地域歴史遺産を取り巻く多様な取り組み：文化財保存活用地域計画を足がかりにして）

編集委員会

(Citation)

Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 16:4-8

(Issue Date)

2024-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/0100499177>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100499177>



文化財保存活用 地域計画

文化で魅力ある地域へ

地域歴史遺産を取り巻く多様な取り組み

—文化財保存活用地域計画を足がかりにして—

特集にあたって

編集委員会

本特集のテーマは「地域歴史遺産を取り巻く多様な取り組み」である。

神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター（以下、地域連携センター）では、二〇〇二年の設立以来、地域の歴史文化の保全・活用に関わる様々な活動に取り組んできた。地域には古文書をはじめ、民具、建造物、遺跡、民俗行事などの各種文化財や、人々の記憶など、地域の歴史文化を知る手がかりとしての膨大な史資料が残されている。それらを保全・活用するための手法は多岐にわたるが、いずれの事例にせよ、地域連携センターの取り組みの中で重視してきたのは、人と人との関わりであった。地域に残る歴史文化を守り、継承していくためには、その地域に住まう人々だけでなく、歴史に携わる専門家だけでもない、地域内外を問わない多様な人々との関わりが重要であり、そうした関わりを通して「地域歴史遺産」が生まれてくる。この考え方を、地域連携センターは様々な場面で繰り返し伝えてきた。

文化庁

地域総 文 地

一歴

背景写真 『地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画—歴史文化で魅力ある地域へ—』
(文化庁発行パンフレット) (次頁も)

そうした中、二〇一八年度に成立、翌二〇一九年四月から施行された改正文化財保護法では、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。」ため、①地域における文化財の総合的な保存・活用、②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、③地方における文化財保護行政に係る制度の見直し、④罰則の見直し、について改正が行われた¹。

特に①については、「都道府県が文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる」、「市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。」とあり、これを受けて、兵庫県では二〇一九年度に「文化財保存活用大綱」（以下、大綱）を作成。また「文化財保存活用地域計画」（以下、地域計画）についても、二〇二〇年二月の神河町、同年十二月の加西市・香美町を皮切りに、二〇二三年十二月までに計十一の市町の地域計画が文化庁の認定を受けており、現在も県内の複数の市町で作成が進められている。

地域計画の作成については、「市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成」される協議会の組織が推奨されている。あわせて、文化財保護法の改正に関連して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、従来教育委員会が担っていた文化財行政の一部を、条件付きで首長部局が担うことが可能となっている。こうした改正の背景には、国による観光立国推進政策がある。かねてより文化財を観光資源として「活用」しようとする動きは加速化しており、その影響が文化財「保護」の法律にまで及んできたともいえる。従来、文化財の保全・活用に関する諸業務は、各自治体の教育委員会の文化財担当者が主体となつて担ってきた。しかしこ

文化庁 地域文化創生本部
お問い合せ
〒605-8505
京都市東山区東大路通松原上る三丁目露沙門町43-3
TEL 075-330-6730 e-mail bunkakanko@mext.go.jp

2022.03

歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって、時には変容しながら、活動等の歴史文化の概念。

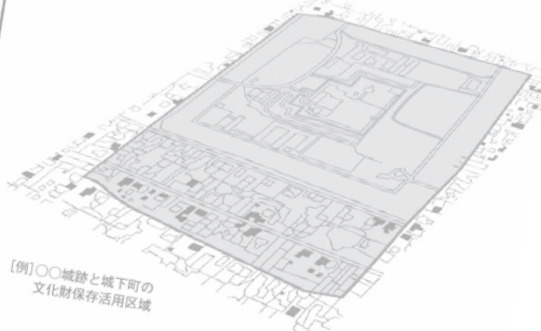
- 歴史文化の特徴の例
- 1 〇
 - 2 ●
 - 3 ●
 - 4 近代
 - 5 「もの」
 - 6 ●
 - 7 風土

うした状況からすれば、今後はより多様な所属、職種の人々が、文化財に関わっていくことになる。地域の歴史文化の保全と活用は新たなフェーズを迎えており、今後、地域の歴史文化に関わる人々、また関わり方は、より多様性を増していくと考えられる。

冒頭でも述べたように、地域内外を問わず、多様な人々が地域に残された歴史文化に関することは、歓迎すべきことである。様々な立場からの関わりを通して、地域歴史遺産としての新たな価値が見いだされることもあるだろうし、また、異なる視点から新しい活用の取り組みが生まれることもあるだろう。しかしその一方で、その流れがあまりに急であること、また観光振興としての「活用」に重きを置かれていることに一抹の不安を覚えるのもまた事実である。文化財保護法改正に際して、日本歴史学会ほか歴史学・文化財学等に関わる諸学会は連名で、「儲かる文化財とそうでない文化財という価値序列を創出しかねず、地域の文化・教育にとって特に重要な文化財であっても、短期的かつ金銭的な利益を生まなければ顧みられなくなる恐れ」があると声明を発表し、活用推進を盛り込んだ法改正に対して、慎重な議論を求めている。そもそも、何十年、何百年先に残すことを考え調査や修復に膨大な時間を要する「保存」側と、現代のニーズに即応して客を呼び込みたい観光「活用」側とは、「活用」認識にズレが生じるのも当然である。そして、生じたズレによって数多の文化財が破損等の被害を被った事例も確かに存在する。

二〇一九年末から世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症のため、ここ数年間は様々な活動や移動が制限されてきた。このため、文化財保護法の改正直後は、文化財の利活用に関する動きはさほど活発なものではなかった。しかし、感染が収束に向かい、国内外の人々の移動や活動の制限が撤廃されたことにより、今後、文化財の「活用」に関する動き、そして多様な人々との関わりが、いっそう活発化していくことが予想される。こうした状況にあって重要なのは、単に多様な人々に関わるというだけでなく、その関わりあいの中で、互いの歩調を合わせ、「地

が、空間の創出につながることを期待される。



04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法 —歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。まちの将来像の実現に向けて歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集まるエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定し、歴史文化をいかに文化財の総体として把握するにつなげましょう。

域総がかりでその継承に取り組んでいく」ための、実のある丁寧な議論を重ねていくことであり、二〇二四年一月に開催された、第二十二回歴史文化をめぐる地域連携協議会では、この問題について議論すべく、地域計画を作成した兵庫県福崎町・小野市・加西市の担当職員より報告をいただいた。本特集は、同協議会での報告・総合討論をもとに企画したものである。

ひとつめは、神崎郡福崎町の事例である。同町では、二〇一九年に町が保有する兵庫県指定文化財の大庄屋三木家住宅の一部が指定管理となり、ホテルに改装された。これにともない、役場内の各課や指定管理会社などと調整を重ねながら、町内の観光振興が進む中で地域の歴史文化の保全・活用を目指して地域計画の作成を進めていった過程を紹介いただいた。

ふたつめは、小野市の事例である。同市では、地域計画の作成に際して、地域住民を巻き込んだ村堂調査を実施し、これを通じて地域住民と地域の歴史文化をつなぐ活動を展開しており、その活動事例は以前本誌でも紹介いただいた^③。本特集では、小野市の現状と課題をふまえて、同市の地域計画作成の過程についても詳説されているので参照されたい。

みつめは、加西市の事例である。同市は地域計画の前にすでに歴史文化構想が作成されていたこともあり、兵庫県内では他の自治体に先駆けて地域計画が作成されている。今回は古代の風土記から第二次世界大戦の戦争遺産である鶴野飛行場跡まで、幅広い歴史文化を持つ加西市において、歴史文化に興味がない、あるいは縁がないと思っている人たちをどのように巻き込んでいったかについて、豊富な事例を紹介いただいた。

そして今回の特集では、諸自治体の地域計画の作成に関与しているコンサルタント会社の方にも寄稿をお願いした。地域計画の作成に限らず、地方自治体の各種事業におけるコンサルタントの関与については、各地域毎の特色が失われ画一化してしまう等の批判もあるものの、こ

れも多様な関わりのひとつであることは確かである。本特集では、地域計画作成にあたって、コンサルタントが具体的にどのような業務を担っているのか、またその課題について紹介いただいた。

地域計画の作成・実行はまだ端緒に就いたばかりであり、これが地域の歴史文化やそれを取り巻く人々に対してどのような影響を与えるかは、今後、長期的な視点で推移を見守っていく必要がある。本特集が、それを考える一助となれば幸いである。

註

- (1) 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要」(文化庁ホームページ: https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/pdf/r1402097_01.pdf)
- (2) 日本歴史学協会他「文化財保護法の改定に対し、より慎重な議論を求める声明」<http://www.nichirekkyo.com/statement/statement20171006.pdf>
- (3) 山本原也『「三方よし」の文化財調査の試み…小野市文化財保存活用地域計画の作成を通して』(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報『LINK【地域・大学・文化】Vol.14「二〇二二年」

(文責 井上舞)